



——「熱点」とは中国語で、今注目のホットな話題、という意味である

ニューヨーク証券取引所による 北京事務所の開設

I. 米中戦略経済対話の具体的成果

2007年9月4日、中国证券监督管理委员会（以下、証监会）は、NYSEユーロネクストの子会社であるニューヨーク証券取引所（以下、NYSE）の北京事務所¹の開設を認可し、中国（証监会）と米国（NYSEユーロネクスト）で同時に発表された。中国大陸では、2003年に香港取引所が既に北京事務所を設立しているが²、香港を除く海外の証券取引所が中国に事務所を開設したのはNYSEが第一号である。今後数週間以内に、新設のNYSE北京事務所に駐在員が派遣されるとしている。

現在、NYSEには、グレーターチャイナと呼ばれる中国大陸・香港・台湾を含めた広義の中華圏から40社が上場している。うち中国大陸から上場しているのは28社で、その時価総額は7,900億ドル（2007年6月末時点）となっている。

今回のNYSEによる北京事務所開設は、証监会とNYSEユーロネクストの両者がプレスリリースの中で言及しているように、2006年12月に開催された第1回米中戦略経済対話（U.S.-China Strategic Economic Dialogue、於北京）の具体的成果として結実したものである。事務所設立発表の翌9月5日、NYSEユーロネクストのキニー社長は、北京で行った記者会見の中で、2007年末までに5～6社の中国企業がNYSEでの新規上場を予定しており、2008年以降はさらに上場のペースが加速するとの見通しを示している。

II. 北京事務所の運営のイメージ

実は、今回のNYSEの北京事務所設立に先立ち、中国政府は海外の証券取引所の事務所設立に関する関連法令の準備を進めてきていた。第2回米中戦略経済対話（2007年5月22日～23日、於ワシントン）の直前の2007年5月20日、証监会は「海外証券取引所駐華代表機構管理弁法」を制定し（同年7月1日施行）、海外の証券取引所の事務所の申請手順や活動内容を定めた。同管理弁法が想定している海外証券取引所の事務所の活動内容は、「連絡（liason）」、「プロモーション（promotion）」、「調査研究（research）」などの非営利活動であり、事務所は、その活動状況や自国の取引所に上場している中国企業の状況などを証监会に定期的に報告する必要がある。

また、このような定期報告以外に、事務所の開設や活動に当たっては以下のような規定が定められている。一つ目は、事務所の所長に相当する首席代表の就任は証监会の認可事項で、かつ首席代表の認可の条件の一つとして最近5年間のうち少なくとも3年以上の中国業務の経験を有す

¹ 中国語では「事務所」を「代表処」と呼ぶ。

² 「中国本土と香港との経済・貿易緊密化協定（CEPA）」に基づき開設されたもの。

るとされている点である。二つ目は、事務所の活動として広告宣伝や個人向けのプロモーションを禁じ、かつ企業向けの大規模なプロモーション活動を行う場合には事前に証監会に届出を行う必要がある点である³。三つ目は、首席代表が連続 30 日間中国を離れる場合は、証監会に報告の上業務の代行者を立てなければならないとしている点である。前述の規定のうち、「プロモーション」と「広告宣伝」の定義や境界については、今後具体的な運用の積み重ねの中で明らかにされていくことになろう。また、大規模なプロモーションに関する事前届出制については、中国企業の海外上場の是非を巡る推進派と慎重派の論争が微妙に陰を落としている要素もあるように思われる⁴。

Ⅲ. 今後の注目点

NYSEの北京事務所の認可を伝える証監会のプレスリリースでは、海外の証券取引所の事務所開設を、WTO（世界貿易機関）加盟時の承諾事項ではなく、あくまで自主的な資本市場の開放政策の一つであるとした上で、①中国企業による海外の証券市場の理解と、海外の資金調達ルートを選択とコストの低減に有利であること、②グローバルな資本市場の動向の理解と学習、ならびに中国の資本市場の基盤・制度の改善に有利であること、とその意義を強調している。証監会によれば、NYSE以外の海外の複数の主要な証券取引所も事務所開設を正式に申請しているとのことである。新規開設事務所の顔ぶれとともに、NYSE北京事務所が今後どのような活動を行っていくかも注目される⁵。また、今回のNYSEによる北京事務所開設は、2007 年 12 月に北京で開催が予定されている第 3 回米中戦略経済対話にも弾みをつけるものとなろう。

(株)野村資本市場研究所 副主任研究員
関根 栄一

³ 届出後、10 営業日以内に証監会が異議を唱えなければプロモーションの開催が可能となる。

⁴ 関志雄「中国企業の海外上場を巡る大論争」及び呉曉求「中国資本市場の戦略目標と戦略転換」（いずれも『季刊中国資本市場研究』2007 年夏号）を参照。

⁵ なお、ロンドン市は、2006 年 4 月に市としての北京事務所（海外事務所としても第一号）を立上げ、中国企業の対英進出の窓口業務も行っている。（2006 年 4 月 12 日付新華通信ネットジャパン）